

サービックの台風7号に伴う勤務・賃金の取扱いは問題だ!

賃金「60/100」支給は、40%の賃金カットだ!

サービックの台風7号に伴う社員の勤務および賃金の取扱いは問題だらけです。

サービックは、当日（8月15日）の出勤者の勤務認証を「自宅待機」としていました。ところが、当日になって突然に「自宅待機」から「休業等」に変更しました。

社員への通知は、「勤務変更通知書」を渡さず口頭で行われたり、1週間ぐらい後になって渡すなど杜撰なものになっています。また、変更理由は「勤務操配等の都合により勤務を変更する」と、台風に伴う休業とはまったく関係のない理由になっています。

以上のように、サービックの勤務の取扱いは無茶苦茶なものになっています。

サービックは、賃金を60/100とすることを最優先としているので、勤務認証についてはどうでもいいのです。

「自宅待機」から「休業等」に変更したのも、給与規程第57条を適用して賃金を60/100支給するためです。

サービックは、給与規程第57条の「休業等」を、勤務認証にも当てはめ「休業等」にしています。しかし、勤務認証に「休業等」の「等」は入りません。

サービック労働組合は賃金カット（40%）を認めるのか!

J Rからの出向者の賃金はJ Rの基準で支給される関係で100%支給されます。2019年の台風19号の時も、今回と同じくサービック社員は60/100、出向者は100%でした。

J R東海労は、サービック本社に「勤務（出勤）」と「賃金補償」などを問い合わせ、勤務認証を賃金100%補償の「自宅待機」とすることを要求しました。

サービック労組は、今回の件について何も動いていません。サービック労組は、組合員の賃金が40%カットされる不利益をどう認識しているのでしょうか？

コロナ禍に、サービック労組はサービックと労使協定を締結して賃金100%補償の「自宅待機（休業）」を作りました。勤怠システムにも「宅待」として入力されています。

しかし、「セコい」サービックは、賃金を60/100にするため勤務認証を「休業等」に変更しました。カットする40/100の賃金（平均賃金）は百万円ぐらいです。百万円惜しさに無茶苦茶な勤務認証を行うサービックは、まさに「セコい」会社です。

「セコい」サービックも問題ですが、労使協定を締結して「自宅待機」を作った当事者であるサービック労組も、組合員の賃金が40%カットされる不利益に対して、何も言わず、何も動いていないことは問題です。

15日の勤務認証を、賃金100%補償の「自宅待機」とせよ!